

別海町地域おこし協力隊募集要項 (ものづくり推進)

1 募集背景

国内屈指の生産力を誇る本町ですが、地場の加工力には、まだまだ伸びしろがあることから、町内の遊休施設を活用した、ものづくり拠点を整備する構想を描いているところです。

地域の更なる発展を目指し、それらの拠点で新たな商品開発に取り組む「ものづくり人材」となる地域おこし協力隊を募集します。

2 募集人数及び任用形態

6名 委託型

3 活動内容及び活動場所

<活動内容>

- 特産品の生産支援や新たな特産品開発
 - 域内工場での特産品の生産支援
 - 特産品を活用した商品開発の調査研究

<活動場所>

別海町内

4 募集対象

■ 下記の条件をすべて満たす方に限ります。

(1) 次のアからエの要件のいずれかに該当する方

ア 3大都市圏、政令指定都市、県庁所在地、中核市等（過疎・山村・離島・半島地域以外の都市地域）に住民票を有する方

イ これまで地域おこし協力隊として2年以上活動し、かつ、解嘱から1年以内の方

ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JET プログラム」という。）参加者として2年以上活動し、かつJET プログラム終了から1年以内の方

エ 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

アの詳細は、こちらの「[特別交付税措置に係る地域要件確認表](#)」でお住まいの自治体をご検索ください。

- ・「都市地域」の場合 → 要件を満たしています
 - ・「一部条件不利地域」の場合
 - お住まいの地域が条件不利地域外であれば要件を満たしています
 - 条件不利地域の該当・非該当はお住まいの市区町村にお問合せください
- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方
- (3) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
- (4) 地域おこし活動に意欲と情熱を持ち、積極的に活動できる方
- (5) 地域住民と協力しながら意欲的に活動でき、積極的に企画・提案ができる方
- (6) 自治会に加入し、地域住民と円滑な関係を構築できる方
- (7) 委嘱後、直ちに別海町に生活の拠点と住民票を異動させることができる方
- (8) ワード、エクセル等の基本的な操作ができる方
- (9) 普通自動車免許を有している方又は取得見込の方
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者に該当しない方
- (11) 任期終了後、業務経験等を活かした就業又は起業を目指し、地域に定着することを目標とする方
- (12) 外国籍の場合は、日本語検定 3 級以上のレベルを有し、会話、テキストともに日本語でのコミュニケーションが取れる方

5 勤務条件

■ 身分

個人事業主として、町との間で委託契約を締結します。
（町との雇用関係はありません。）

■ 契約（委嘱）期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。
（年度ごとの契約とし、最初の契約の日から最長 3 年まで更新できます。）

※ 契約日は、隊員候補者と町が協議したうえで決定した日とします。

※ 地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、契約期間中であっても契約解除することがあります。

■ 委託料

月額 約 455,000 円（報償費：300,000 円、活動費：約 155,000 円）

※ 雇用関係がないため、雇用保険には加入しません。健康保険、年金等は、各自での対応となります。

※ 上記委託料は、業務委託の期間や活動内容によって変更することがあります。

※ 当月分委託料は、翌月中に払い込まれます。初月は委託料の支払いがないためご留意願います。

■ 活動日及び勤務時間

勤務日及び勤務時間の定めはありませんが、月間で 21 日、162 時間 45 分の活動を想定しています。

■ 活動報告

勤務日及び勤務時間の定めはありませんが、活動状況を定期的に町に報告する必要があります。

■ 住居

① 住居は民間アパートを斡旋します。（住宅料、光熱水費等は自己負担となります）

② 転居に伴う費用は、自己負担となります。

■ 車両

活動に必要な車両は、原則として隊員が用意するものとします。

※ 別海町での生活や活動時の移動手段として、自動車があると便利です。

■ 副業

任期中の協力隊活動に支障のない範囲で行うことが可能です。

6 応募方法

■ 提出書類

① 「別海町地域おこし協力隊応募用紙」（本要項5ページ）

② 「履歴書」（任意書式。ただし、顔写真貼付のものとします。）

③ 「職務経歴書」（任意書式）

■ 提出方法

下記の電子フォームから応募してください。

<https://logoform.jp/f/falSf>



- ※ ①は電子フォームで入力できます。
(②③は原則 PDF を添付してください。)
- ※ 応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください。取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、目的以外に使用することはありません。
- ※ 内定後、地域要件を満たしているかを確認するため、住民票の写しの提出を求めます。
- ※ 郵送も可能です。郵送の場合は下記の提出先に送付ください。

■ 提出先

〒086-0205

北海道野付郡別海町別海常盤町 280

別海町 総合政策部 地域創生課 あて

■ 募集期間

令和7年8月29日（金）まで

（郵送の場合は、当日消印有効）

※ 持参の場合の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時45分から午後5時30分までとします。

※ 応募状況等に応じ、募集期間を短縮又は延長することがあります。

7 選考方法

■ 第1次選考（書類選考）

提出書類による選考を行います。

希望に応じて、町担当者等とのカジュアル面談（WEB）を行います。

第1次選考結果は、随時応募者にメールで通知します。

■ 第2次選考（面接選考）

第1次選考合格者を対象に、個人面接（WEB）を行います。

第2次選考の日時については、応募者との調整の上決定します。

※ 応募前にWEB面談を実施することも可能です。

※ WEB面談等を受けるために必要な機器の用意、システム使用料、通信料等は、応募者負担となります。

■ 別海町地域おこし協力隊員の決定

第2次選考により、別海町地域おこし協力隊員を内定します。第2次選考結果は、メールで通知します。

8 問い合わせ先

〒086-0205

北海道野付郡別海町別海常盤町 280

別海町役場

町HP：<https://betsukai.jp/>

総合政策部地域創生課（担当：成田（なりた））

TEL：0153-74-9502（直通）

E-mail：chiikisousei@betsukai.jp

別海町地域おこし協力隊応募用紙

令和 年 月 日

別海町地域おこし協力隊募集要項を確認・承諾の上、次のとおり応募します。

(ふりがな) 氏 名	印		
生年月日	昭和 平成	年 月 日	性別 男 ・ 女
住 所 連 絡 先	住 所	〒	
	電 話	自宅・携帯 ()	—
		FAX ()	—
	Eメール		
希望する活動	☐ まちづくり情報発信活動（雇用型） ☐ まちづくり情報発信活動（委託型） ☐ 調理人財（委託型） ☐ 大学連携推進（雇用型） ☐ 移住促進（雇用型） ☐ 人口戦略推進（雇用型） ☐ ふるさと納税大学院（雇用型） ☐ ふるさと納税大学院（委託型） ☐ 若者増加促進（委託型） ☐ ふるさと応援推進（雇用型） ☐ 観光拠点おもてなし推進（委託型） ☐ ものづくり推進（委託型） ☐ 北方領土問題啓発支援（雇用型） ☐ 自治推進支援（雇用型） ☐ 中小企業・商店街活性化（委託型） ☐ 中小企業・商店街活性化（雇用型） ☐ 野菜・果物栽培研究活動（委託型） ☐ 女性活躍推進（委託型） ☐ フリーミッション（委託型）		
着任可能日	令和 年 月 日		
応募動機 ・ 着任して取り組みたいこと			
健康状態	アレルギー、持病など健康上の特筆すべき事項があればご記入ください。		
募集を知った きっかけ (複数選択可)	☐ 別海町公式ホームページ ☐ JOIN協力隊募集サイト ☐ 別海町公式 SNS ☐ べつかい移住ちゃんねる ☐ エン転職 ☐ doda ☐ マイナビ ☐ engage ☐ SMOUT ☐ ワーブシティ ☐ 知人からの紹介 ☐ その他 ()		